

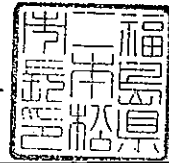


二本松市告示第143号

二本松市税条例（平成17年二本松市条例第68号）第18条の2第1項の規定に基づき、平成23年3月30日付け二本松市告示第66号において、別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に主たる事務所又は事業所を有する法人市民税の納税義務者に係るものについては、その期限が平成23年3月11日から平成23年12月14日までの間に到来するものについて、平成23年12月15日とする。

平成23年10月25日

二本松市長 三保 恵一



都道府県名	地域
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
宮城県	気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町